

議案第 26 号

伊賀市監査委員条例等の一部改正について

伊賀市監査委員条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例

(伊賀市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市監査委員条例(平成 16 年伊賀市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 272 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 279 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年伊賀市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 173 条第 1 項

第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。